グループホームやまびこ利用料の内訳

① 介護に関わる部分は介護保険からの給付でまかないます。

≪認知症対応型共同生活介護費≫

内 訳	費用の根拠	利用者負担額(月額)	備考
介護保険の給付に関わる 部分	厚生大臣の定める額による	厚生大臣が定める額の 1割	1 単位は広島市の場合 10、23円
認知症対応型共同生活介 護に関わる給付	1日あたり 要介護1 831単位 要介護2 848単位 要介護3 865単位 要介護4 882単位 要介護5 900単位	1ヶ月30日利用したと して 25,504円 26,026円 26,547円 27,069円 27,621円	
短期利用共同生活介護費	要介護1 861単位 要介護2 878単位 要介護3 895単位 要介護4 912単位 要介護5 930単位	26, 424円 26, 946円 27, 468円 27, 990円 28, 542円	
初期加算	1日あたり 30単位	921円	入居後30日間のみ
医療連携体制加算	1日あたり 39単位	1, 197円	

≪介護予防認知症対応型共同生活介護費≫

介護予防認知症対応型 共同生活介護費	要支援2 831単位	25, 504円	
介護予防短期共同生活 介護費	要支援2 861単位	26, 424円	
初期加算	1日あたり 30単位	921円	入居後30日間のみ

② 施設利用料、食費等は自己負担となります。

施設利用料	家賃相当額、設備使用料	45, 000円~55, 000円	
食費	1日あたり 1,200円	36, 000円	おやつ代、行事食等を 含みます
光熱水費		14, 000円	
②の合計		95,000円~105,000円	

③ 利用者個人で使用するものについてはその実費を頂きます。但し、その内容についてはあらかじめ本人、家族に説明し、同意を受けたものに限るものとします。

理美容代	理美容業者からの請求による実費とします。	
おむつ代	販売店からの仕入れ原価×利用数の実費とします。	
その他個人で使用するもの	あらかじめ本人もしくは家族の了解を得た額とします。	